

# 男女雇用機会均等法の 意義とこれから

## ～映画「たたかいつづける女たち」上映&トーク～

1985年に男女雇用機会均等法(以下、均等法)が成立し、それ以降、女性の働く環境整備は進められていますが、非正規雇用の問題など女性の労働をめぐることは現在もさまざまな課題があります。均等法成立当時、その背景にいた様々な女性たちのインタビューと映像によるドキュメンタリー映画『たたかいつづける女たち～均等法前夜から明日へバトンをつなぐ～』(2017年 山上千恵子監督)の上映の後、住友メーカー三社男女賃金差別事件等を担当されてきた宮地弁護士に、均等法の意義とこれからの女性の労働をめぐる状況について解説いただきました。



### 映画上映『たたかいつづける女たち～均等法前夜から明日へバトンをつなぐ～』

山上千恵子監督の映画『たたかいつづける女たち～均等法前夜から明日へバトンをつなぐ～』は、均等法成立をめぐる女性たちの取組みや想い、そして現在の働く女性たちをとりまく状況について描いたドキュメンタリー映画です。

本作の中では、1980年代均等法制定前後の女性たちの活動の様子が、貴重なアーカイブ映像と現在の彼女たちからのインタビューでつづられています。働く女性たちをめぐる運動は、過去のものではありません。この映画の中でも、「マタハラ」や「非正規労働」の問題など、現代に続く女性たちの闘いが取り上げられています。

これまで闘ってこられた女性たちの想いのつまったバトンを私達はどのように受け継ぎ、つないでいくことができるのか、考えさせられる一時でした。

#### 映画紹介

ドキュメンタリー映画

『たたかいつづける女たち～均等法前夜から明日へバトンをつなぐ～』

監督:山上千恵子/ドキュメンタリー/71分/2017/DVCAM

制作:ワークイン(女たちの歴史プロジェクト)

ストーリー:1984年、「女だから許さない!」「仕事も家庭も男女平等に!」と、国が制定しようとする均等法に対して自分達の雇用平等法の要望書を手に、労働省までクリスマスイブの街を走った女たち。あれから30年を超えた今、雇用形態の多様化のなかでいまでもつづく女性への差別に闘う女たち。格差なく一人ひとりの人権が大切にされる働き方・生き方を!と走りつづける…

### 講演「男女雇用機会均等法の意義とこれから」

弁護士の宮地光子さんの講演では、映画に登場する女性たちは「何にあんなに怒って、何であんなに頑張っていたのか」という切り口から、均等法の抱える課題を振り返り、宮地さんが担当された男女賃金差別訴訟の事例を通して、働く女性をめぐる問題点について学びました。

宮地さんは均等法制定後から「均等法実践ネットワーク講座」として勉強会と職場で差別を受けておられる方たちの交流会を続けていました。その集まりの中で、高校卒業してからずっと同じ企業で働き続けていた女性たちから「同期の男性たちはみんな管理職になった。なぜ自分たちが管理職になれないのか。私たちは与えられる仕事も違う」という声があがります。同期入社男性社員との賃金格差は年々広がっていくのです。差別への素朴な怒りから、彼女たちは均等法に基づき1994年に調停申請し、翌年9名が提訴に踏み切りました。

裁判は長期間に渡り、また、働きながら公の場に差別の実態を訴えるという行動は、敷居も高く、そのプレッシャーも大変高いものでした。原告女性を支えるために、大阪で男女平等に取り組んでいた女性たちが「ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク」を立ち上げ、支援を続けました。そして、2003年から2006年にかけて順に和解が成立しました。<sup>\*1</sup>

講演では、原告だけでなく、運動に携わる一人ひとりが「自分の事」としてこの問題に取り組んでこられた歴史にも触れながら、実際の裁判での争点などについて詳しく解説されました。会場には、裁判の原告の方々も来られ、参加者に向けてのメッセージも頂き、後半での交流の輪に加わっていただきました。



### 講師プロフィール

#### 宮地 光子さん

「女性」をキーワードにした、女性共同法律事務所を2002年1月に設立。家庭から職場のことまで女性を取り巻く様々な事件に取り組む。離婚・DV、性暴力被害、モラルハラスメント、セクシャル・ハラスメント、男女賃金差別事件など。

著書「平等への女たちの挑戦—均等法時代と女性の働く権利」(1996年 明石書店)

共著「男女賃金差別裁判—「公序良俗」に負けなかった女たち」(2005年 明石書店)

共著「性暴力と刑事司法」(2014年 信山社)



日時:平成29年12月16日(土)14時~17時

会場:クレオ大阪中央 参加者:61名

主催:大阪市立男女共同参画センター中央館

共催:日蘭学生会議、一般社団法人日本学生会議所関西支部

協力:ヒューライツ大阪、国連ウィメン日本協会大阪  
ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク

### 参加者の声

- たたかってこられた女性たちの力強い活動が印象に残りました。
- 自分自身が、この法律を理解して引き継ぎ、より良いものにしていう気持ちで働いてくれたのかどうか、大いに考えさせられました。

## 学生にもバトンをつなぐ

今回のセミナーでは、映画に登場してくるような、働く環境をめぐる闘ってきた先輩女性たちとともに、これから社会に出て働きだす学生が一堂に会し、世代や所属を超えてともに、「働く」ということについて考える時間とするため、日蘭学生会議<sup>\*2</sup>と、一般社団法人日本学生会議所関西支部<sup>\*3</sup>が共催でセミナーを企画し、当日は大学生たちも参加して、映画と講演についての感想などを分かち合う交流の時間を設けることができました。

均等法成立後に生まれた大学生たちにとって、均等法成立は「歴史」の中での出来事かもしれません。その頃に運動に携わった方々が今も熱い想いを持ち続け、活動を続けていることに、刺激を受ける様子が伝わってきました。



後半の交流会では、世代も所属も異なる参加者たちの活発な意見交換が行われました



山上千恵子監督と学生たち



会場内では、映画に関連するブックフェアが開催されました

※1 住友電工事件 平成15年(2003年)12月1日 大阪高等裁判所(井垣敏生裁判長)和解勧告(一部抜粋)

就業の場面においては、昭和60年に制定された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(旧均等法)が平成9年に改正され(平成11年4月施行、改正均等法)、事業主は、労働者の募集及び採用について女性に対し男性と均等な機会を与えなければならない、配置、昇進等においても差別的取扱いが禁止されるに至っている。

このような改革は、男女差別の根絶を目指す運動の中で一步一步前進してきたものであり、すべての女性はその成果を享受する権利を有するものであって、過去の社会意識を前提とする差別の残滓を容認することは社会の進歩に背を向ける結果となることに留意されなければならない。そして現在においては、直接的な差別のみならず、間接的な差別に対しても十分な配慮が求められている。

※2:大阪大学とオランダのグローニンゲン大学の学生が様々な社会問題について議論を行う国際交流団体

※3:「学生と社会の信頼関係を構築する」ことを目的に、大使館等でのインターンシップやイベント運営を行う団体